

# ウォーバーグ・ピンカス・ ジャパン・グロース・ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

目論見書  
2003年6月

クレディ・スイス投信

1. 「ウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成15年5月26日に関東財務局長に提出しており、平成15年6月11日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、主に国内の株式を投資対象としています。一般的に株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等でも値動きするため、ファンドの基準価額も変動します。したがって、当ファンドは元金が保証されている商品ではありません。
3. この目論見書に使用している税率等の課税上の取扱いは、平成15年4月1日現在に適用されているものですが、税法が改正された場合には、それにとまない税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- ご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

## 目次

頁

<b>1</b>	<b>ファンドの概要</b> .....	<b>1</b>
	1. ファンドの基本情報 .....	1
	2. お申込み・ご換金について .....	2
	3. 費用と税金 .....	3
	4. ファンドの仕組み .....	4
	5. その他 .....	5
<b>2</b>	<b>運用の内容</b> .....	<b>6</b>
	1. ファンドの性格および特色 .....	6
	2. 投資対象 .....	8
	3. 投資制限 .....	8
	4. 分配方針 .....	8
	5. 運用体制 .....	9
	6. 投資リスク .....	10
<b>3</b>	<b>ご投資の手引き</b> .....	<b>12</b>
	1. 申込・換金手続き .....	12
	2. 手数料等および税金 .....	14
	3. 資産の管理 .....	15
	4. 受益者の権利等 .....	18
<b>4</b>	<b>運用状況</b> .....	<b>19</b>
	第1 運用状況 .....	19
	第2 ファンドの経理状況 .....	21
<b>5</b>	<b>その他</b> .....	<b>31</b>
	1. ファンドの沿革 .....	31
	2. 委託会社の概況 .....	31
	3. 目論見書記載事項等 .....	31
	4. 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	32

約 款

用語の解説

# 1 ファンドの概要

## 1. ファンドの基本情報

ファンドの名称	ウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンド (以下、「当ファンド」といいます。)
商品分類	追加型株式投資信託 / 国内株式型 (一般型)
ファンドの目的	信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
主な投資対象	日本株式を主要投資対象とします。
ファンドの特色	東証1部の大型株から店頭・地方市場の小型株まで幅広く投資機会を探るファンドです。 独自のファンダメンタルズ分析に基づいたアクティブ運用を行なうファンドです。 グローバルな視点と徹底した企業訪問とを駆使したボトムアップ・アプローチを行なうファンドです。
運用方針	後述の「 <b>2</b> 運用の内容 1. ファンドの性格および特色」をご覧ください。
主な投資制限	株式への投資割合 制限を設けません。 外貨建資産への投資割合 信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ( 詳細は、後述の「 <b>2</b> 運用の内容 3. 投資制限」をご覧ください。 )
主な価格変動リスク	株式投資リスク 流動性リスク ビジネスリスク 為替変動リスク ( 詳細は、後述の「 <b>2</b> 運用の内容 6. 投資リスク」をご覧ください。 )
信託期間	無期限。(平成11年5月31日設定) なお、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等は信託期間の途中で信託を終了させる場合があります。

決 算 日	年1回（原則として、3月10日）ただし、休業日の場合は翌営業日。
収 益 分 配	<p>毎決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配を行ないます。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行なわない場合があります。</p> <p>収益分配金は税引き後、無手数料で全額再投資されます。</p>

## 2. お申込み・ご換金について

お 申 込 み 日	いつでもお申込みいただけます。
お申込み・ご換金の 受 付 時 間	午後 3時(半日営業日は午前11時)までにお申込みが行なわれ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
お 申 込 み 単 位	<p>1万円以上 1円単位</p> <p>「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの単位によるものとします。お申込みの際には、詳細を販売会社の取扱窓口でご確認ください。</p>
お 申 込 み 価 額	お申込み受付日の基準価額 (当初 1口 = 1円)
途 中 換 金	いつでもご換金いただけます。
ご 換 金 単 位	1口単位
ご 換 金 価 額	ご換金の申込み受付日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた額 (= 解約価額)
ご換金代金の支払い	ご換金の申込み受付日から起算して、5 営業日目からお支払いします。

### 3. 費用と税金

お申込み時、収益分配時、ご換金時等に直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
お申込み時	申 込 手 数 料	販売会社により独自に定めることができます。詳しくは販売会社にてご確認ください。 〔現在の最高手数料率は取得申込受付日の基準価額の3%です。〕 なお、この手数料率は変更される場合があります。
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して……………20%
ご換金時 (解約請求制)	換 金 手 数 料	ありません。
	信 託 財 産 留 保 額	基準価額に対して……………0.3%
	所得税および地方税	解約価額の個別元本超過額に対して……………20%
償 還 時	所得税および地方税	償還価額の個別元本超過額に対して……………20%

- 1 申込手数料には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）の相当額がかかります。
- 2 収益分配金を再投資する場合、申込手数料は無手数料となります。
- 3 税法が改正された場合には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 4 平成16年1月より平成15年度証券税制改正の一環として、課税上の取扱いが変更になります。詳しくは、後述の「**■** ご投資の手引き 2. 手数料等および税金」をご覧ください。

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金			
毎 日	信 託 報 酬	総額	純資産総額に対して……………年率1.6%		
		配分	委託会社 (うち投資顧問会社)	販売会社	受託会社
			年率0.75% (年率0.375%)	年率0.75%	年率0.1%
随 時	信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息。			
随 時	借入金の利息	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息。			
取引毎	証券取引に伴う手数料等	組入有価証券等の売買において発生する、売買委託手数料および税金等、先物取引・オプション取引等や外貨建資産の保管等に要する費用。			

- 1 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支払うものとしてします。
- 2 信託報酬では、上記の他、信託報酬にかかる消費税等相当額についてもご負担いただきます。
- 3 信託報酬のうち、委託会社の報酬には、CSAM(ニューヨーク)への投資顧問報酬が含まれます。
- 4 監査費用は、委託会社が負担し、信託財産からは支払いません。

課税上の取扱いの詳細については、後述の「**■** ご投資の手引き 2. 手数料等および税金」をご覧ください。

商品内容を十分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

ファンドの申込取扱場所（以下、「販売会社」といいます。）および払込取扱場所等については、下記の照会先までお問い合わせください。

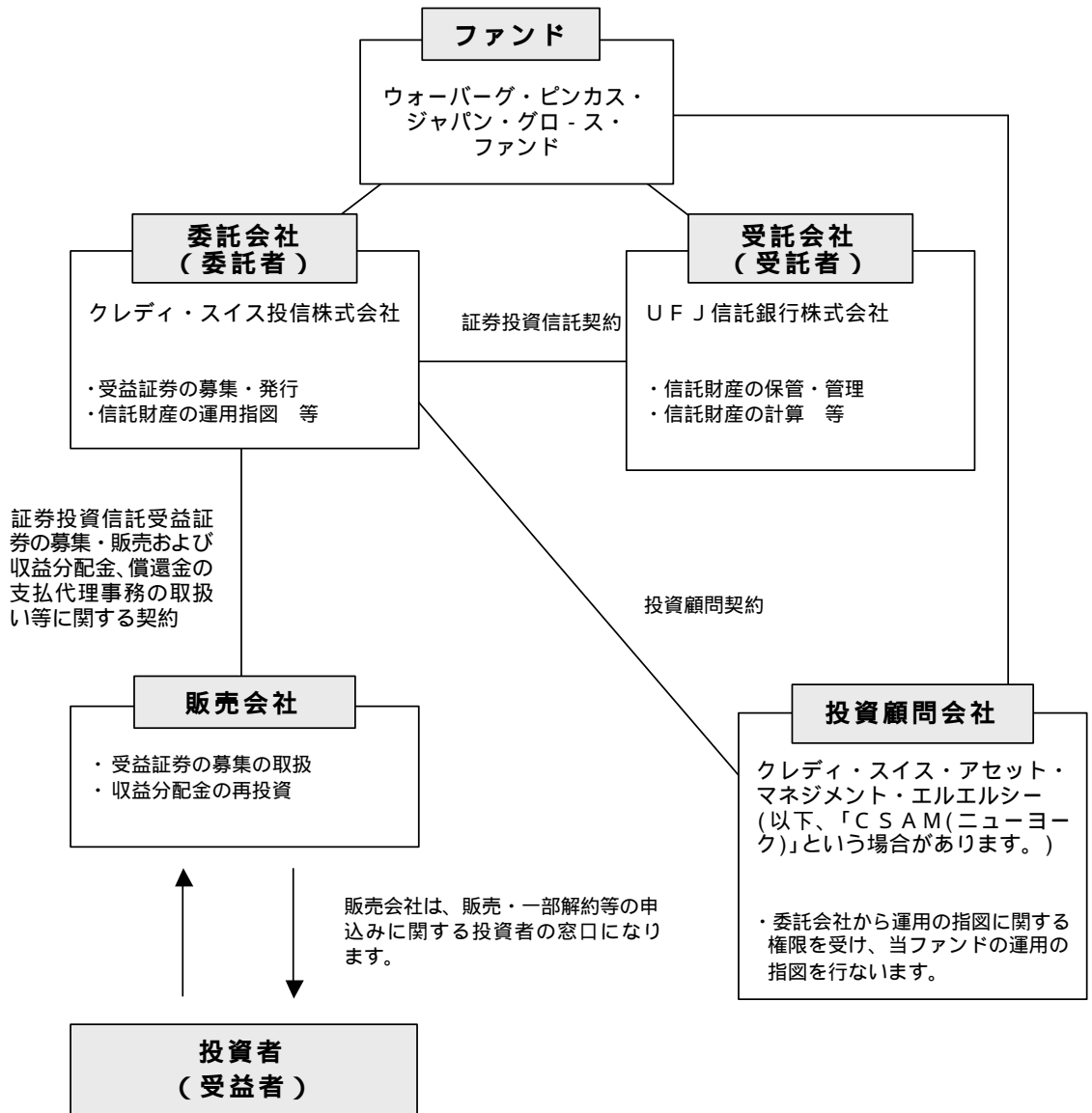
[ 照会先 ] クレディ・スイス投信株式会社

お問い合わせ窓口 電話番号 0120 - 104 - 903

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))

インターネット・ホームページ <http://www.csam.co.jp/>

#### 4. ファンドの仕組み



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 >

受託会社（証券投資信託契約）

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

販売会社（証券投資信託受益証券の募集・販売および収益分配金、償還金の支払代理事務の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。本契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

運用権限委託先（投資顧問契約）

委託会社が運用権限委託先に委託する運用の指図に関する業務の内容、運用権限委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。本契約は、委託会社、投資顧問会社いずれかの当事者により為された当該月の月末から起算する3ヵ月前の書面の通知により、いつでも終了することができます。本契約に関する重要な違反が生じた場合、委託会社は、直ちに当該契約を終了し、ポートフォリオを他の顧問会社の運用管理に移転する権利を留保します。

## 5. その他

### □ 国内投資信託受益証券の形態等

当ファンドは、契約型の追加型株式投資信託です。  
委託会社は、無額面受益証券(以下「受益証券」といいます。)を発行します。  
受益証券は、無記名式です。  
当初元本は、1口当たり1円です。  
格付けは取得していません。

### □ 発行数

2,000億円相当口 を上限とします。  
受益証券1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額に相当する口数です。

### □ 発行価額の総額

2,000億円 を上限とします。  
受益証券1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額です。

### □ 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

### □ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

### □ 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません。

### □ 本目論見書に関する有価証券届出書の提出日

平成15年5月26日



## 2 運用の内容

### 1. ファンドの性格および特色

#### (1) ファンドの目的および基本的性格

##### a. ファンドの目的

当ファンドは、日本株式を主要投資対象として、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

##### b. ファンドの基本的性格

当ファンドは追加型株式投資信託で、「国内株式型（一般型）」に属しています。

「国内株式型・一般型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

##### c. ファンドの特色

1. 東証1部の大型株から店頭・地方市場の小型株まで幅広く投資機会を探るファンドです。
2. 独自のファンダメンタルズ分析に基づいたアクティブ運用を行なうファンドです。
3. グローバルな視点と徹底した企業訪問とを駆使したボトムアップ・アプローチを行なうファンドです。

##### d. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### (2) ファンドの投資方針

##### a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行なうことを基本とします。

当面の運用方針でのポイントは以下のように考えます。

- ・日本株投資の成功の大きな鍵を握るのは銘柄選択である。
- ・銘柄選択をすすめる上で、定量的なファンダメンタルズ分析だけではなく企業経営者のビジョンを分析・評価することが必要。

##### b. 投資態度

ベンチマーク<sup>1</sup>(TOPIX(東証株価指数))を中長期的に上回る投資成果をめざします。

東証1部の大型株から店頭・地方市場の小型株まで幅広く投資機会を探ります。厳しい経済環境の中で成長・発展し、株式を『新規公開』してくる企業にも注目します。

独自のファンダメンタルズ分析<sup>2</sup>に基づいたアクティブ運用を行ないます。ベンチマーク(TOPIX(東証株価指数))の業種比率を意識せずよりアクティブに運用を行ないます。

グローバルな視点と徹底した企業訪問に基づいて銘柄を厳選してボトムアップ・アプローチ<sup>3</sup>を行ないます。日本経済の動向よりも、個別企業の動向に焦点をあて、業種別の組入れ比率は個別の銘柄選択の結果として形成されます。

株式の魅力度をバリュース<sup>4</sup>重視で銘柄選択を行ないます。

株式の組入れは高位（ほぼフル・インベストメント<sup>5</sup>）を維持します。

現物株式への投資を主体とし、原則としてデリバティブ<sup>6</sup>取引はヘッジ目的に限定します。

運用に係るリスク管理は、徹底した会社訪問実行に伴う銘柄厳選に努め、かつ分散投資に心がけることにより行ないます。また、組入株式売買の目標株価を設定して基本的にこれに従って売買します。

資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができないことがあります。

- 1 「ベンチマーク」とは、投信の運用成績を客観的に比較するためのベースとなる基準指標です。相場全体の動向を表す指標を利用するので、投信自体の運用成績を評価する一手段として使われます。
- 2 「ファンダメンタルズ分析」とは、投資価値を判断する分析手法のひとつです。景気や企業業績を重視し、将来の企業の成長性を調査・分析し、株式投資に反映させます。企業業績ではとくに財務内容を中心に分析を行ないます。
- 3 「ボトムアップ・アプローチ」とは、経済情勢の分析といったマクロ的観点からのいわゆるトップダウン・アプローチに対して、個々の企業を訪問・分析した結果で銘柄選択を行なう運用手法のことです。
- 4 「バリュー」とは、当該企業の将来的な収益力などから判定される潜在的な投資価値のことです。当社では独自の調査・分析を活かして企業の成長性や将来性などを判断しています。
- 5 「フル・インベストメント」とは、当該ファンドの資金のほぼ全てを投資対象である株式などに投資することです。
- 6 「デリバティブ」とは、派生商品と訳されます。先物取引、スワップ取引やオプション取引などの形態に分かれます。具体的には、ある商品または指数を、ある期日にある一定の価格で売買する契約または買う（売る）権利を売買する契約のことを意味します。対象商品（指数）そのものでなく、契約に対する対価（単価）をやりとりするため、実際に受け払いされる金額が少なくてすみます。一方で、少ない投資で大きな効果（レバレッジ効果）が発生するので、単純な売買のみだと損益の振れも大きくなります。

#### c. 運用の指図に関する権限委託先（投資顧問会社）

投資顧問会社名：クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー

所在地：466 Lexington Avenue, New York, NY 10017 USA

委託会社はファンドの運用の指図に関する権限の一部を投資顧問会社に委託します。投資顧問会社は運用の指図（国内の短期金融資産の運用指図および為替ヘッジ取引の指図に関する権限を除きます。）を行ないます。

ただし、投資顧問会社が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

## 2. 投資対象

日本株式を主要投資対象とします。

投資対象とする有価証券

後述の「約款 第 17 条 」をご覧ください。

投資対象とする金融商品

後述の「約款 第 17 条 」をご覧ください。

## 3. 投資制限

(信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限)

株式への投資

制限を設けません。

外貨建資産

信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

(その他の法令上の投資制限)

先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 27 条第 1 項第 5 号）

委託者は、信託財産の純資産総額に 100 分の 50 を乗じて得られる額が当該信託財産に係る次の a.および b.に掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）並びに c.並びに d.に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託者に指図しないものとします。

- a. 当該信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
- b. 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- c. 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- d. 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(信託約款上のその他の投資制限については、後述の「約款」をご覧ください。)

## 4. 分配方針

毎決算時(原則として毎年3月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以

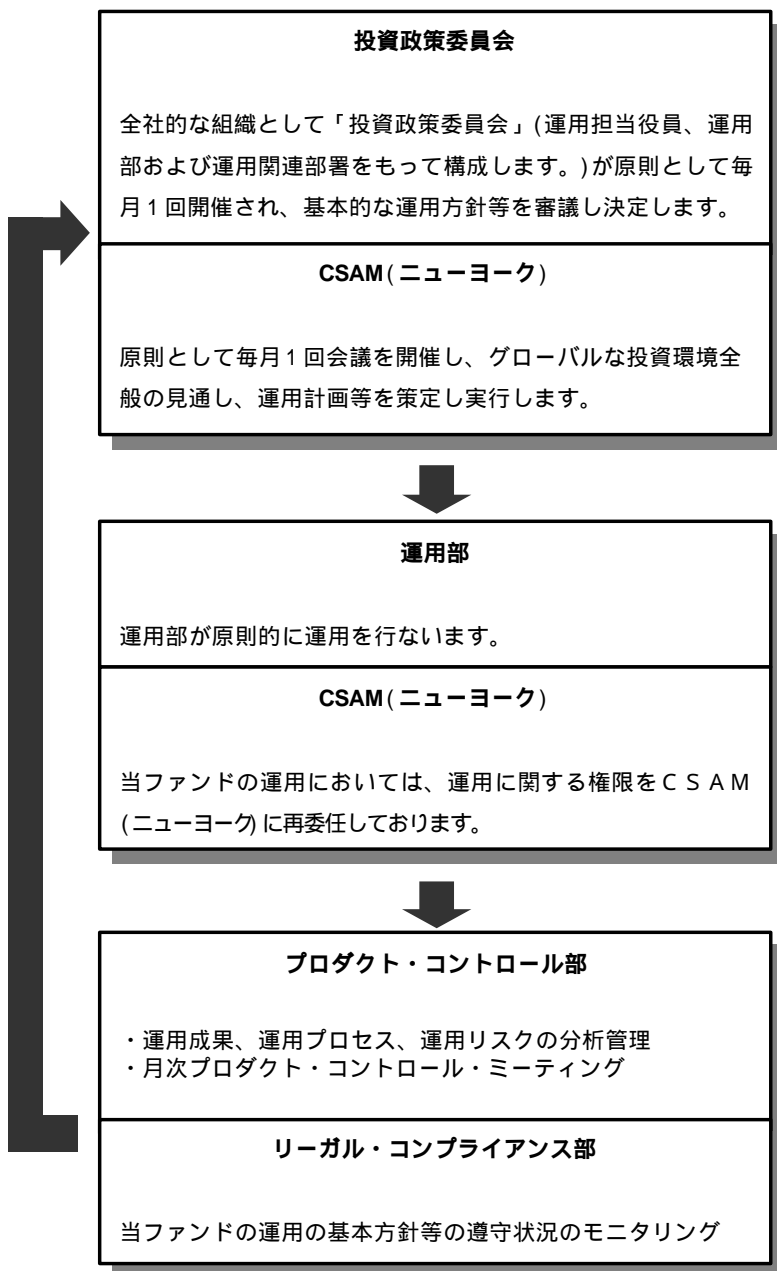
下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配金額は、基準価額の水準および国内の金利水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

## 5 . 運用体制



上記のフローに基づき、当ファンドの運用権限委託先であるCSAM(ニューヨーク)が、日本株式を主要対象としたアクティブ運用(国内の短期金融資産の運用および為替ヘッジ取引を除く)を行います。

\* ファンドの運用体制等は平成 15 年 5 月 1 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 6 . 投資リスク

当ファンドは、株式等の値動きのある証券等に投資します(また、外貨建資産にはこの他に為替変動もあります。)ので基準価額は変動します。また、当ファンドは株式の組入れを高位に維持することを基本としますので、株価変動の影響を大きく受けます。したがって、元金が保証されているものではありません。

### 当ファンドの主なリスクおよび留意点

#### 株式投資リスク

一般に、株式の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情報等の影響を受け大きく変動します。当ファンドにおいては株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

#### 流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

#### ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合やそれらに関する当該企業に対する外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落し、当ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ベンチマークについて

当ファンドはわが国株式市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数としてTOPIX(東証株価指数)をベンチマークとしますが、ベンチマークはわが国株式市場の構造変化等によって今後は見直す場合があります。また、ベンチマークはあくまで運用目標であり、当ファンドの運用実績を保証するものではありません。

また、ベンチマークとしたインデックス(指数または指標)は、市況動向により変動します。したがってベンチマークのインデックスが下落する局面では当ファンドのパフォーマンスも下落する場合があります。

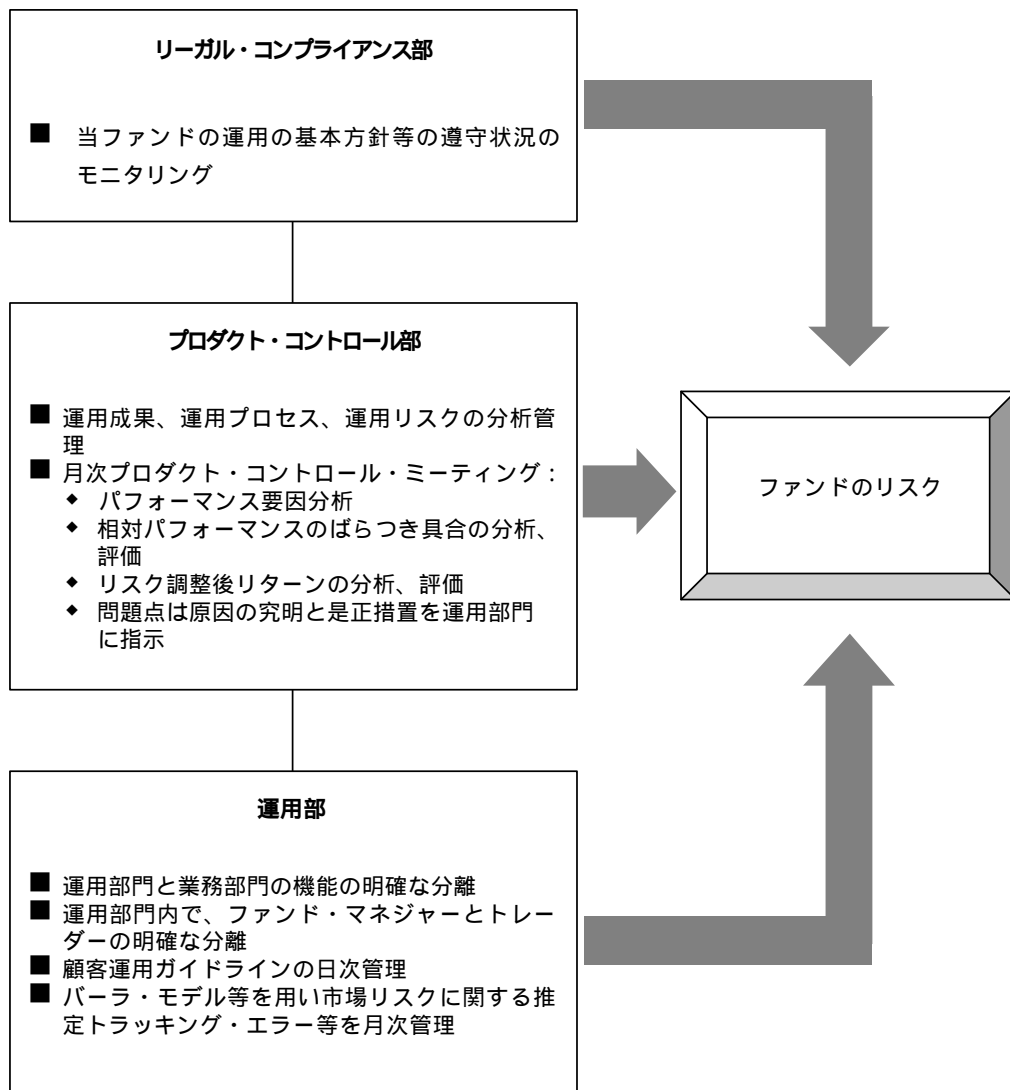
#### その他

資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

前述の「6. 投資リスク《当ファンドの主なリスクおよび留意点》」にある当ファンドのリスクに対して、各部門が協力・分担してリスク管理を行なっています。



上記リスク管理業務の一部は、投資顧問契約に基づき、CSAM(ニューヨーク)により実施されています。

## 3 ご投資の手引き

### 1. 申込・換金手続き

#### (1) 申込(販売)手続等

##### a. お申込み期間

平成 15 年 6 月 11 日から平成 16 年 6 月 10 日まで。

なお、お申込み期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

##### b. お申込みの方法

受益証券の取得申込みを行なう投資者は、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法で申込みを行ないます。取得申込みの受付については、午後 3 時(半日営業日は午前 11 時)までに、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資専用」ファンドです。そのため、投資者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「自動けいぞく投資契約」といいます。)を締結します。なお、取得する受益証券はすべて保護預りとなります。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

他の名称で同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### c. お申込みの単位

1 万円以上 1 円単位

- ・ 申込手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を含めて上記の単位でお申込みいただけます。
- ・ 収益分配金を再投資する場合は 1 口単位とします。
- ・ 販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの単位によるものとします。

##### d. お申込み価額

お申込み受付日の基準価額とします。

##### e. 申込及び払込取扱場所

ファンドの申込取扱場所については下記の照会先までお問い合わせください。

[ 照会先 ] クレディ・スイス投信株式会社

お問い合わせ窓口 電話番号 0120-104-903

(受付時間は営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時(半日営業日は午前 9 時から正午))

インターネット・ホームページ <http://www.csam.co.jp/>

f. お申込み代金のお支払日

投資者は、販売会社の定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加設定が行なわれる日に、委託者の口座を經由して、受託者の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(2) 換金(解約)手続等

a. ご換金方法

ご換金方法は、解約請求のみとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。一部解約の実行の請求の受付については、午後3時(平日営業日は午前11時)までに、一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

b. ご換金単位

1口単位

c. ご換金価額

ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額<sup>1</sup>を差し引いた額(以下、「解約価額」といいます。)とします。なお、手数料額は、当該解約価額から所得税および地方税(解約価額が個別元本<sup>2</sup>を上回った場合その超過額の20%)を差し引いた金額となります。

1 「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の解約に対し、解約する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。(詳しくは、「[5](#) ご投資の手引き 2. 手数料等および税金 (2) 課税上の取扱い」をご覧ください。)

d. ご換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の一部解約の実行の請求には制限があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

e. ご換金代金のお支払日

ご換金代金は、原則として一部解約の実行の請求の受付日より5営業日目から販売会社において支払います。



## 2. 手数料等および税金

### (1) 手数料・信託報酬等

当ファンドのお申込み、ご換金、償還等には、手数料、信託報酬およびそれらにかかる税金等を受益者の皆様にご負担いただきます。詳しくは「**1** ファンドの概要 3. 費用と税金」をご覧ください。

### (2) 課税上の取扱い

追加型株式投資信託について、平成 12 年 4 月 1 日より、平均信託金を受益者の元本とする平均信託金方式から、受益者毎の信託時の受益証券の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式へ移行しました。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

個別元本方式について

#### a. 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式は平成 12 年 4 月 1 日算出の基準価額より適用されますので、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有している場合、平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の「c. 収益分配金の課税について」をご参照ください。)

#### b. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

#### c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

#### a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税15%および地方税

5%)の税率による源泉分離課税が行なわれます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、当ファンドは益金不算入制度が適用されます。

—— 平成 15 年度証券税制改正について ——

平成 16 年 1 月 1 日より、公募株式投資信託の収益の分配金(分配金・一部解約金・償還金の元本超過額)について、現行の利子並課税(20%の源泉分離課税)の対象から外れ、税率20%の源泉徴収(申告不要)となります。

の源泉徴収税率20%については、平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで、10%に軽減されます。

平成 16 年 1 月 1 日より、公募株式投資信託の一部解約時、償還時に生じた損失は、確定申告を行なうことで株式等にかかる譲渡所得との通算が可能となります。

**現 在**

20%(所得税15%、地方税5%)の源泉分離課税

**平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで**

10%(所得税7%、地方税3%)の源泉徴収

**平成 20 年 4 月 1 日から**

20%(所得税15%、地方税5%)の源泉徴収

税法が改正になった場合には、上記内容が変更になることがあります。

### 3. 資産の管理

#### (1) 資産の評価

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- b. 基準価額は、毎営業日に販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。また、下記の照会先でもお知らせいたします。

[ 照会先 ] クレディ・スイス投信株式会社

お問い合わせ窓口 電話番号 0120-104-903

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時から正午))

インターネット・ホームページ <http://www.csam.co.jp/>

- c. 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金<sup>1</sup>は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等<sup>2</sup>に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

## (2) 保管

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資専用」ファンドのため、受益証券はすべて保護預りとなります。

なお、受益証券は混蔵保管されます

## (3) 信託期間

信託期間は平成11年5月31日以降、無期限とします。ただし、下記「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

## (4) 計算期間

計算期間は、原則として毎年3月11日から翌年3月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成11年5月31日から平成12年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

## (5) その他

### a. 償還条件

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、 の手続きにしたがって、この信託を終了させることができます。

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託者は、これについて、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には当該手続きは適用されません。

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、約款の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### b. 信託約款の変更

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託者は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託者は信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

#### c. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### d. 運用報告書

委託者は、当ファンドの計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

#### e. ワラント、新受益証券引受権またはオプション

委託者は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行はいたしません。

f. 委託者の営業譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。また、委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

#### 4. 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託者の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

委託者は原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づいて受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して 5 営業日目)から受益証券と引換えに受益者に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

c. 買戻し(換金)請求権

受益者は、自己の有する受益証券について、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託者に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

e. 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

# 4 運用状況

## 第1 運用状況

### (1) 投資状況

(2003年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	4,282,136,300	97.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		127,687,102	2.89
合計(純資産総額)		4,409,823,402	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### (2) 運用実績

#### 純資産の推移

2003年3月31日及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期(2000年3月10日)	8,827	-	2.1561	-
2期(2001年3月12日)	8,046	-	1.0908	-
3期(2002年3月11日)	7,420	-	1.0205	-
4期(2003年3月10日)	4,414	-	0.6171	-
2002年3月末日	6,922	-	0.9558	-
2002年4月末日	7,019	-	0.9716	-
2002年5月末日	6,982	-	0.9670	-
2002年6月末日	6,421	-	0.8855	-
2002年7月末日	5,829	-	0.8029	-
2002年8月末日	5,644	-	0.7786	-
2002年9月末日	5,319	-	0.7352	-
2002年10月末日	5,005	-	0.6929	-
2002年11月末日	5,384	-	0.7468	-
2002年12月末日	4,908	-	0.6817	-
2003年1月末日	4,688	-	0.6589	-
2003年2月末日	4,682	-	0.6556	-
2003年3月末日	4,409	-	0.6181	-

#### 分配の推移

該当事項はありません。

### 収益率の推移

	収益率 (%)
第 1 期	115.6
第 2 期	49.4
第 3 期	6.4
第 4 期	39.5

収益率は以下の計算式で求められます。

$$\text{収益率} = \frac{\text{「当計算期末の分配付き基準価額」} - \text{「前計算期末の分配落ち基準価額」}}{\text{「前計算期末の分配落ち基準価額」}}$$

### (3) 設定及び解約の実績

各計算期間の追加設定および一部解約の実績ならびに各計算期間末における発行済口数は次の通りです。

(単位：口)

	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
第 1 期	4,754,381,742	660,068,161	4,094,313,581
第 2 期	4,141,795,070	860,028,095	7,376,080,556
第 3 期	815,993,280	920,183,690	7,271,890,146
第 4 期	377,474,332	495,888,494	7,153,475,984

(注1) 第1期追加設定口数には、当初募集期間中の設定口数が含まれます。

(注2) 追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。

## 第2 ファンドの経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、第3期計算期間(平成13年3月13日から平成14年3月11日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成し、第4期計算期間(平成14年3月12日から平成15年3月10日まで)については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しています。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。

(2)当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第3期計算期間(平成13年3月13日から平成14年3月11日まで)および第4期計算期間(平成14年3月12日から平成15年3月10日まで)の財務諸表については、中央青山監査法人による監査を受けています。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しています。



監 査 報 告 書

平成14年5月8日

クレディ・スイス投信株式会社

代表取締役社長 福 田 敏 朗 殿

中 央 青 山 監 査 法 人



代表社員 公認会計士  
関与社員

山手 章

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンド（以下「ファンド」という。）の平成13年3月13日から平成14年3月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンドの平成14年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成15年4月21日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員  
関与社員 公認会計士

山手 章

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているウォーバーグ・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンドの平成14年3月12日から平成15年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウォーバーグ・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンドの平成15年3月10日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 1. 財務諸表

## ウォーバーグ・ピнкаス・ジャパン・グロース・ファンド

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	期別	第3期 (平成14年3月11日現在)	第4期 (平成15年3月10日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		112,116,071	103,932,836
株式		7,376,343,300	4,321,915,500
未収入金		109,513,167	74,402,632
未収配当金		1,201,950	1,178,100
未収利息		3	2
流動資産合計		7,599,174,491	4,501,429,070
資産合計		7,599,174,491	4,501,429,070
負債の部			
流動負債			
未払金		94,981,941	43,318,117
未払解約金		29,317,309	2,668,728
未払受託者報酬		3,388,784	2,585,604
未払委託者報酬		50,831,699	38,783,970
流動負債合計		178,519,733	87,356,419
負債合計		178,519,733	87,356,419
純資産の部			
元本			
元本		7,271,890,146	7,153,475,984
剰余金又は欠損金( )			
期末剰余金		148,764,612	-
期末欠損金		-	2,739,403,333
(うち分配準備積立金)		(983,635,613)	(919,138,990)
(うち当期損失)		(579,484,649)	(2,911,782,022)
剰余金合計又は欠損金合計( )		148,764,612	2,739,403,333
純資産合計		7,420,654,758	4,414,072,651
負債・純資産合計		7,599,174,491	4,501,429,070

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	
	第 3 期 〔自平成13年3月13日 至平成14年3月11日〕	第 4 期 〔自平成14年3月12日 至平成15年3月10日〕
	金 額	金 額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	40,744,310	30,307,100
受取利息	675	819
有価証券売買等損益	493,912,622	2,845,473,127
営業収益合計	453,167,637	2,815,165,208
営業費用		
受託者報酬	7,893,161	6,037,077
委託者報酬	118,397,371	90,555,937
その他費用	26,480	23,800
営業費用合計	126,317,012	96,616,814
営業損失	579,484,649	2,911,782,022
経常損失	579,484,649	2,911,782,022
当期損失	579,484,649	2,911,782,022
一部解約に伴う当期損失分配額	94,996,968	119,401,886
期首剰余金	669,944,785	148,764,612
剰余金増加額	46,671,793	-
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(46,671,793)	(-)
剰余金減少額	83,364,285	95,787,809
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(83,364,285)	(7,016,285)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(-)	(88,771,524)
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	148,764,612	2,739,403,333

重要な会計方針

期別 項目	第 3 期 〔自平成13年3月13日 至平成14年3月11日〕	第 4 期 〔自平成14年3月12日 至平成15年3月10日〕
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券取引所に上場されている有価証券</li> </ul> <p>証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券取引所に上場されていない有価証券</li> </ul> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時価が入手できなかった有価証券適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。</li> </ul>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券取引所に上場されている有価証券</li> </ul> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券取引所に上場されていない有価証券</li> </ul> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時価が入手できなかった有価証券</li> </ul> <p>同左</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>平成14年3月10日が休日のため当計算期間末日は平成14年3月11日となっております。</p>	<p>平成14年3月10日が休日のため前計算期間末日を平成14年3月11日、当計算期間期首日を平成14年3月12日としております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第 3 期 (平成14年 3月11日現在)		第 4 期 (平成15年 3月10日現在)	
投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額	
期首元本額	7,376,080,556 円	期首元本額	7,271,890,146 円
期中追加設定元本額	815,993,280 円	期中追加設定元本額	377,474,332 円
期中解約元本額	920,183,690 円	期中一部解約元本額	495,888,494 円

(損益及び剰余金計算書関係)

第 3 期 (自平成13年 3月13日 至平成14年 3月11日)	第 4 期 (自平成14年 3月12日 至平成15年 3月10日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,605,623 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 17,748,584 円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,192,944,220円)及び分配準備積立金(983,635,613円)より分配対象収益が2,176,579,833円(1万口当たり2,993円)ですが、分配は行なっておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,221,126,960円)及び分配準備積立金(919,138,990円)より分配対象収益が2,140,265,950円(1万口当たり2,991円)ですが、分配は行なっておりません。

(有価証券関係)

第3期(平成14年 3月11日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	7,376,343,300	341,161,407
合 計	7,376,343,300	341,161,407

第4期(平成15年 3月10日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	4,321,915,500	2,042,811,078
合 計	4,321,915,500	2,042,811,078

(1口当たり情報)

期 別	第 3 期 (平成14年 3月11日現在)	第 4 期 (平成15年 3月10日現在)
項 目		
1口当たり純資産の額	1.0205 円 (1万口当たり 10,205 円)	0.6171 円 (1万口当たり 6,171 円)

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式(平成15年3月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	日本円	信越化学工業	42,000	3,790.00	159,180,000	
		コニカ	115,000	934.00	107,410,000	
		資生堂	62,000	1,305.00	80,910,000	
		日東電工	52,300	3,120.00	163,176,000	
		塩野義製薬	50,000	1,708.00	85,400,000	
		藤沢薬品工業	52,000	2,430.00	126,360,000	
		S M C	7,000	9,410.00	65,870,000	
		日本電産	21,500	6,410.00	137,815,000	
		シャープ	52,000	1,250.00	65,000,000	
		バイオニア	26,200	2,475.00	64,845,000	
		日本ビクター	100,000	815.00	81,500,000	
		船井電機	11,000	12,260.00	134,860,000	
		アドバンテスト	11,800	4,650.00	54,870,000	
		メガチップス	25,500	1,182.00	30,141,000	
		スタンレー電気	56,000	1,450.00	81,200,000	
		ローム	6,500	12,700.00	82,550,000	
		京セラ	18,800	5,770.00	108,476,000	
		キャノン	30,000	4,070.00	122,100,000	
		東京エレクトロン	29,000	4,780.00	138,620,000	
		日産自動車	135,000	829.00	111,915,000	
		トヨタ自動車	55,000	2,775.00	152,625,000	
		N O K	53,000	1,510.00	80,030,000	
		本田技研工業	45,000	3,980.00	179,100,000	
		豊田合成	30,000	2,375.00	71,250,000	
		東京精密	18,900	2,215.00	41,863,500	
		H O Y A	14,400	7,010.00	100,944,000	
		ミノルタ	250,000	569.00	142,250,000	
		セガ	88,000	685.00	60,280,000	
		任天堂	7,800	9,020.00	70,356,000	
		東日本旅客鉄道	104	524,000.00	54,496,000	
		日本テレコムホールディングス	250	326,000.00	81,500,000	
		エヌ・ティ・ティ・ドコモ	595	208,000.00	123,760,000	
		I T X	161	60,800.00	9,788,800	
		住友商事	98,000	537.00	52,626,000	
		ミスミ	20,900	3,200.00	66,880,000	
		しまむら	13,000	5,930.00	77,090,000	
		イトーヨーカ堂	2,000	3,090.00	6,180,000	
		大和証券グループ本社	201,000	517.00	103,917,000	
		野村ホールディングス	102,000	1,251.00	127,602,000	
		松井証券	55,000	854.00	46,970,000	
		ミリアホールディングス	52	737,000.00	38,324,000	
オリックス	20,900	5,890.00	123,101,000			
ジャフコ	8,000	4,680.00	37,440,000			
S F C G	3,060	7,460.00	22,827,600			
三井不動産	107,000	689.00	73,723,000			
野村総合研究所	5,700	6,580.00	37,506,000			
ワークスアプリケーションズ	350	505,000.00	176,750,000			

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
		トレンドマイクロ	17,000	1,749.00	29,733,000	
		A C C E S S	55	1,510,000.00	83,050,000	
		カブコン	42,600	1,121.00	47,754,600	
	計	銘柄数：	50		4,321,915,500	
		組入時価比率：	97.9%		100.0%	
	合計				4,321,915,500	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

## 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2. ファンドの現況

### (1) 純資産額計算書

(2003年3月31日現在)

資産総額	4,522,522,083 円
負債総額	112,698,681 円
純資産総額 ( - )	4,409,823,402 円
発行済数量	7,133,981,697 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.6181 円

### (2) 投資有価証券の主要銘柄

評価額の上位30位銘柄

(2003年3月31日現在)

順位	銘柄名	国/ 地域	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	本田技研工業	日本	輸送用機器	45,000	3,980.00	179,100,000	3,950.00	177,750,000	4.03
2	ワークスアプリケーションズ	日本	サービス業	350	505,000.00	176,750,000	507,000.00	177,450,000	4.02
3	日東電工	日本	化学	52,300	3,120.00	163,176,000	3,170.00	165,791,000	3.75
4	信越化学工業	日本	化学	42,000	3,790.00	159,180,000	3,670.00	154,140,000	3.49
5	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	55,000	2,775.00	152,625,000	2,635.00	144,925,000	3.28
6	日本電産	日本	電気機器	21,500	6,410.00	137,815,000	6,680.00	143,620,000	3.25
7	船井電機	日本	電気機器	11,000	12,260.00	134,860,000	12,960.00	142,560,000	3.23
8	ミノルタ	日本	精密機器	250,000	569.00	142,250,000	566.00	141,500,000	3.20
9	東京エレクトロン	日本	電気機器	29,000	4,780.00	138,620,000	4,640.00	134,560,000	3.05
10	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本	通信業	595	208,000.00	123,760,000	221,000.00	131,495,000	2.98
11	オリックス	日本	その他金融業	20,900	5,890.00	123,101,000	6,100.00	127,490,000	2.89
12	野村ホールディングス	日本	証券業	102,000	1,251.00	127,602,000	1,235.00	125,970,000	2.85
13	キヤノン	日本	電気機器	30,000	4,070.00	122,100,000	4,140.00	124,200,000	2.81
14	藤沢薬品工業	日本	医薬品	52,000	2,430.00	126,360,000	2,385.00	124,020,000	2.81
15	豊田合成	日本	輸送用機器	46,900	2,389.35	112,060,674	2,530.00	118,657,000	2.69
16	京セラ	日本	電気機器	18,800	5,770.00	108,476,000	5,880.00	110,544,000	2.50



順位	銘柄名	国/地域	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
17	コニカ	日本	化学	115,000	934.00	107,410,000	939.00	107,985,000	2.44
18	日産自動車	日本	輸送用機器	135,000	829.00	111,915,000	790.00	106,650,000	2.41
19	HOYA	日本	精密機器	14,400	7,010.00	100,944,000	7,150.00	102,960,000	2.33
20	大和証券グループ本社	日本	証券業	201,000	517.00	103,917,000	487.00	97,887,000	2.21
21	ノーリツ鋼機	日本	精密機器	27,400	3,397.86	93,101,400	3,420.00	93,708,000	2.12
22	ACCESS	日本	サービス業	55	1,510,000.00	83,050,000	1,620,000.00	89,100,000	2.02
23	NOK	日本	輸送用機器	53,000	1,510.00	80,030,000	1,595.00	84,535,000	1.91
24	スタンレー電気	日本	電気機器	56,000	1,450.00	81,200,000	1,497.00	83,832,000	1.90
25	ローム	日本	電気機器	6,500	12,700.00	82,550,000	12,850.00	83,525,000	1.89
26	塩野義製薬	日本	医薬品	50,000	1,708.00	85,400,000	1,606.00	80,300,000	1.82
27	日本テレコムホールディングス	日本	通信業	250	326,000.00	81,500,000	321,000.00	80,250,000	1.81
28	しまむら	日本	小売業	13,000	5,930.00	77,090,000	5,830.00	75,790,000	1.71
29	任天堂	日本	その他製品	7,800	9,020.00	70,356,000	9,600.00	74,880,000	1.69
30	三井不動産	日本	不動産業	107,000	689.00	73,723,000	680.00	72,760,000	1.65

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額比率です。

(業種別投資比率)

(2003年3月31日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	化学	11.01
		医薬品	4.63
		機械	1.47
		電気機器	23.11
		輸送用機器	14.34
		精密機器	8.56
		その他製品	3.03
		通信業	4.80
		卸売業	2.96
		小売業	1.71
		証券業	6.23
		保険業	0.86
		その他金融業	4.17
		不動産業	1.65
サービス業	8.51		
合計			97.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する業種の評価金額比率です。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

# 5 その他

## 1. ファンドの沿革

- 平成 11 年 5 月 31 日 信託契約を締結、当ファンドの設定および運用開始
- 平成 14 年 2 月 1 日 クレディ・スイス投信株式会社とウォーバーグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社の合併により、存続会社であるクレディ・スイス投信株式会社が当ファンドの委託者の業務を承継  
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始

## 2. 委託会社の概況

委託会社名  
クレディ・スイス投信株式会社

資本の額(本書提出日現在)

資 本 金	490 百万円
発行する株式の総数	320,000 株
発行済株式の総数	244,046 株

会社の沿革

- 平成 5 年 9 月 16 日 クレディ・スイス投信株式会社設立
- 平成 5 年 9 月 30 日 証券投資信託委託業の認可
- 平成 7 年 5 月 31 日 投資顧問業の登録 関東財務局長第 608 号
- 平成 9 年 3 月 31 日 投資一任契約に係る業務の認可 大蔵大臣第 193 号
- 平成 9 年 4 月 1 日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更
- 平成 10 年 11 月 1 日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更
- 平成 14 年 2 月 1 日 ウォーバーグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社の合併

大株主の状況

(本書提出日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
クレディ・スイス・ファースト・ホスト	スイス国チューリッヒ市ユートリハル通り 231 番地 CH8045	244,046 株	100.00%

当ファンドに関する有価証券届出書の発行者

- 発 行 者 名 : クレディ・スイス投信株式会社
- 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 福田 敏朗
- 本店の所在の場所 : 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 城山 J T トラストタワー

## 3. 目論見書記載事項等

- (1) 目論見書の表紙および裏表紙に、( )委託会社の名称、( )申込場所である販売会社の名称、( )ファンドの形態等を記載することがあります。また、委託会社、販売会社およびファンドのロゴマークや図案を表示することがあります。また、目論見書の裏表紙等に、金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項を記載することがあります。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。

- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、目論見書に記載することがあります。
- (4) 目論見書の巻末にファンドの信託約款を添付し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況 5. 運用状況」および「第2 ファンドの経理状況 2. ファンドの現況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中「運用の状況(概要)」として記載することがあります。
- (6) 目論見書表紙裏等に、銀行預金との誤認防止確認の趣旨を以下のとおり記載することがあります。
- ・投資信託は預金ではありません。
  - ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
  - ・投資信託は元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  - ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
  - ・ご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- (7) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (8) 要約目論見書を、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」第12条第1項第1号口に規定する書類として、以下の記載に従い使用することがあります。
- ・当該要約目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール(ハガキ・封書用)として使用される他、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。
  - ・当該要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。
  - ・当該要約目論見書の表紙にロゴマーク、図案を使用するほか、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
  - ・ファンドマネジャーの写真(肖像を含みます。)、肩書き等の情報を記載することがあります。
  - ・運用実績として、ファンドの基準価額および対象ベンチマークの推移・騰落率、分配金実績の推移等を文章、数値またはグラフで表示することがあります。その際、ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の結果をお約束するものではない旨を注記します。
  - ・ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、保有株式の業種別、保有上位株式毎の組入れ比率等を文章、数値またはグラフで表示することがあります。なお、データは適宜更新されます。
  - ・銀行預金との誤認防止確認の趣旨を上記(6)のとおり記載します。
  - ・外部の投信評価機関の評価データ等を含むレポートを表示することがあります。
  - ・運用担当者の写真あるいはイラストを記載することがあります。
  - ・要約目論見書は、届出の効力が発生するまでの間は使用しません。
  - ・要約目論見書に記載する届出の効力発生日欄については、効力発生日以降に記入して使用します。

#### 4. 内国投資信託受益証券事務の概要

##### a. 受益証券の名義書換等

受益証券は無記名式で発行し、記名式への変更はありません。したがって、名義書換は行なわれません。

##### b. 受益者等名簿の閉鎖の時期

受益者等名簿は作成しません。

##### c. 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### d. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。ただし、受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されております。

追加型証券投資信託  
ウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンド  
約 款

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

銘柄の選定にあたっては、企業の成長性に着目し、かつ株価水準が割安と判断される銘柄を中心に、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を基本とします。

株式等の組入比率については原則としてフル・インベストメントで積極的な運用を基本とします。

実際に企業を訪問し、徹底した調査・分析に基づき個別銘柄を選別する「ボトム・アップ・アプローチ」による運用を基本とします。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の 50% 以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

### （信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、クレディ・スイス投信株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者とします。

### （信託事務の委任）

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

### （信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金1億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### （信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

### （信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条、第50条、第51条、第52条および第54条の規定による信託終了の日までとします。

### （受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

### （当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### （受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

### （追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

### （信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### （受益証券の発行）

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

前項の規定により発行された受益証券は、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託者は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。

### （受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

### （受益証券の取得単位、価額および手数料等）

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該証券会社および当該登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款に係る契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益証券取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定めます。

前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

#### （受益証券の種類）

第13条 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益証券を原則として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約に基づき混蔵保管するものとします。

#### （受益証券の再交付）

第14条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

#### （受益証券を毀損した場合などの再交付）

第15条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

#### （受益証券の再交付の費用）

第16条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

#### （運用の指図範囲）

第17条 委託者（第18条の2に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第18条、第19条から第24条まで、第26条、第33条、第34条および第36条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特別目的会社に係る特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
  9. 特定目的会社に係る優先出資証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
  15. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
  16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  17. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  19. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  20. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第1号の証券ま

たは証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第15号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第19号および第20号の証券を以下「投資信託証券」といいます。  
委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (運用の権限委託)

第18条の2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用および為替ヘッジ取引の指図に関する権限を除きます。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー

466 Lexington Avenue, New York, NY 10017 USA

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第41条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5の率を乗じて得た金額とします。また、その報酬は、原則として毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末および信託終了のとき支弁します。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

#### (投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めのある新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建

玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において金融商品運用額等といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

#### （スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### （有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとしま



す。

#### （外貨建資産への投資制限）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

#### （特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### （外国為替予約の指図）

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### （外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第27条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### （保管業務の委任）

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### （有価証券の保管）

第29条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機構等に預託し保管させることができます。

#### （混蔵寄託）

第30条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### （一括登録）

第31条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### （信託財産の表示および記載の省略）

第32条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

#### （有価証券の売却等の指図）

第33条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

#### （再投資の指図）

第34条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### （資金の借入れ）

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### （損益の帰属）

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### （受託者による資金の立替え）

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### （信託の計算期間）

第38条 この信託の計算期間は、毎年3月11日から翌年3月10日までとします。ただし、第1計算期間は平成11年5月31日から平成12年3月10日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条の規定による信託終了の日とします。

#### （信託財産に関する報告）

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

#### （信託事務の諸費用）

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### （信託報酬等の額）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の160の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎半期末および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### （利益の処理方法）

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### （削除）

第43条 （削除）

#### （収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、収益分配金については、第46条に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）については第45条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第45条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者

に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金の再投資)

第46条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行ないます。

第49条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金に係る収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (受益証券の混蔵保管および返還請求の取扱い)

第47条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該証券会社および当該登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約に基づいて第10条の規定により発行される受益証券を大券をもって混蔵保管するものとします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合には、当該受益者から第49条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとみなします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第48条 受益者が、収益分配金については第46条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第45条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (一部解約)

第49条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって当該一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第50条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべ

ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

#### (委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

#### (委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第55条の2 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第50条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

#### (公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

**付 則**

第 1 条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社または登録金融機関が締結する「自動けいぞく約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2 条 第 45 条第 4 項および第 46 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

平成 11 年 5 月 31 日

委託者 クレディ・スイス投信株式会社

受託者 ユーエフジェイ信託銀行株式会社

# 用語の解説

## アクティブ運用

投資対象の情報を分析し投資銘柄の選別を行なう運用手法で、市場の収益率を上回る収益率をあげることを目指します。市場には非効率な要因が残されているという考えに基づいています。(アクティブ運用に対比する運用手法として、パッシブ運用があります。これは逆に、市場は効率的であるという考えに基づくもので、市場の収益率通りの収益率をあげることを目指します。)

## 運用報告書

運用報告書は、投信法(投資信託及び投資法人に関する法律)で信託財産の計算期間の末日ごとに作成することが規定されています。期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを、受益者に説明する報告書のことをいいます。委託会社から販売会社を通じて受益者に交付します。

## 解約価額

投資信託の換金時の価額で、一部解約時に信託財産留保額がある場合、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

## 解約請求制

投資信託の換金方法のひとつで、受益者が販売会社を通して、委託会社に対し信託契約の一部解約を請求する方法です。

## 基準価額

受益権1口当たりの時価(純資産価値)のことをいいます。(純資産総額÷受益権総口数)

## 収益分配金

計算期間中に運用によって得られた収益から費用を差し引き、投資家に分配するお金です。

## 受益権

信託財産の運用によって得られた利益の分配を得る権利です。

## 受益証券

受益権を口数で表した有価証券です。

## 純資産総額

信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものをいいます。

## 信託財産留保額

信託期間終了前の一部解約に対し、一部解約する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

(当ファンドでは基準価額の0.3%です。)

## 信託報酬

投資信託の運用・管理にかかる費用のことで、委託者報酬と受託者報酬にわけることができます。委託者報酬とは委託会社が運用の対価として受け取るもので、受託者報酬とは受託会社が信託財産の保管・管理の対価として受け取るものです。なお、委託会社が受け取る委託者報酬から、販売会社に販売事務等の対価としての手数料が支払われます。

## 追加型投資信託

追加型投資信託とは、当初募集された信託財産に、いつでも追加設定を行ない、一つのファンドとして運用するものです。追加型投資信託は、原則として、時価で自由に設定・解約及び売買ができることから、投資家は自らそのタイミングをみて取引することができます。

## 特別分配金

分配落ち後基準価額が個別元本を下回ったとき、収益分配金のうち、その部分に相当するものです。元本の払い戻しとみなされ非課税扱いになります。

## 普通分配金

追加型投資信託の収益分配金のうち、分配落ち前基準価額の個別元本超過部分を指します。20%の税金がかかります。

## ベンチマーク

ファンドの運用にあたって運用目標の基準となる指標です。

## 目論見書

投資信託の運用方針や特徴について記した説明書です。投資家が投資信託を理解し、十分検討できるよう、委託会社が作成します。募集、販売に際し、投資家への交付を義務づけられています。

## 約款（投資信託約款）

委託会社と受託会社の間に関与される信託契約の内容が記載されたものです。個々のファンドごとに作成されます。

# ウォーバーグ・ピンカス・ ジャパン・グロース・ファンド

追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型)

## 目論見書 (訂正事項分) 2003年7月

1. 「ウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンド」(以下 当ファンド)といします。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成15年5月26日に関東財務局長に提出しており、平成15年6月11日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、主に国内の株式を投資対象としています。一般的に株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等でも値動きするため、ファンドの基準価額も変動します。したがって、当ファンドは元金が保証されている商品ではありません。
3. この目論見書に使用している税率等の課税上の取扱いは、平成15年4月1日現在に適用されているものですが、税法が改正された場合には、それにともない税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

投資信託は預金ではありません。

投資信託は預金保険の対象ではありません。

投資信託は元本保証および利回り保証のいずれもありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

ご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。



## 目論見書の訂正理由

平成15年7月11日に有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、目論見書の記載事項のうち、該当事項を以降の通り、訂正するものです。(下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。)

訂正事項については、全て平成15年8月8日より適用されます。

## 1 ファンドの概要

### 3. 費用と税金

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

<訂正前>

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金			
		総額	純資産総額に対して……………年率1.6%		
毎 日	信 託 報 酬	配分	委託会社 (うち投資顧問会社)	販売会社	受託会社
			年率0.75% (年率0.375%)	年率0.75%	年率0.1%
随 時	信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息。			
随 時	借入金の利息	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息。			
取引毎	証券取引に伴う手数料等	組入る有価証券等の売買において発生する、売買委託手数料および税金等、先物取引・オプション取引等や外貨建資産の保管等に要する費用。			

1~2 (略)

3 信託報酬のうち、委託会社の報酬には、CSAM(ニューヨーク)への投資顧問報酬が含まれます。

4 (略)

<訂正後>

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金			
		総額	純資産総額に対して……………年率1.6%		
毎 日	信 託 報 酬	配分	委託会社	販売会社	受託会社
			年率0.75%	年率0.75%	年率0.1%
随 時	信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息。			
随 時	借入金の利息	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息。			
取引毎	証券取引に伴う手数料等	組入る有価証券等の売買において発生する、売買委託手数料および税金等、先物取引・オプション取引等や外貨建資産の保管等に要する費用。			

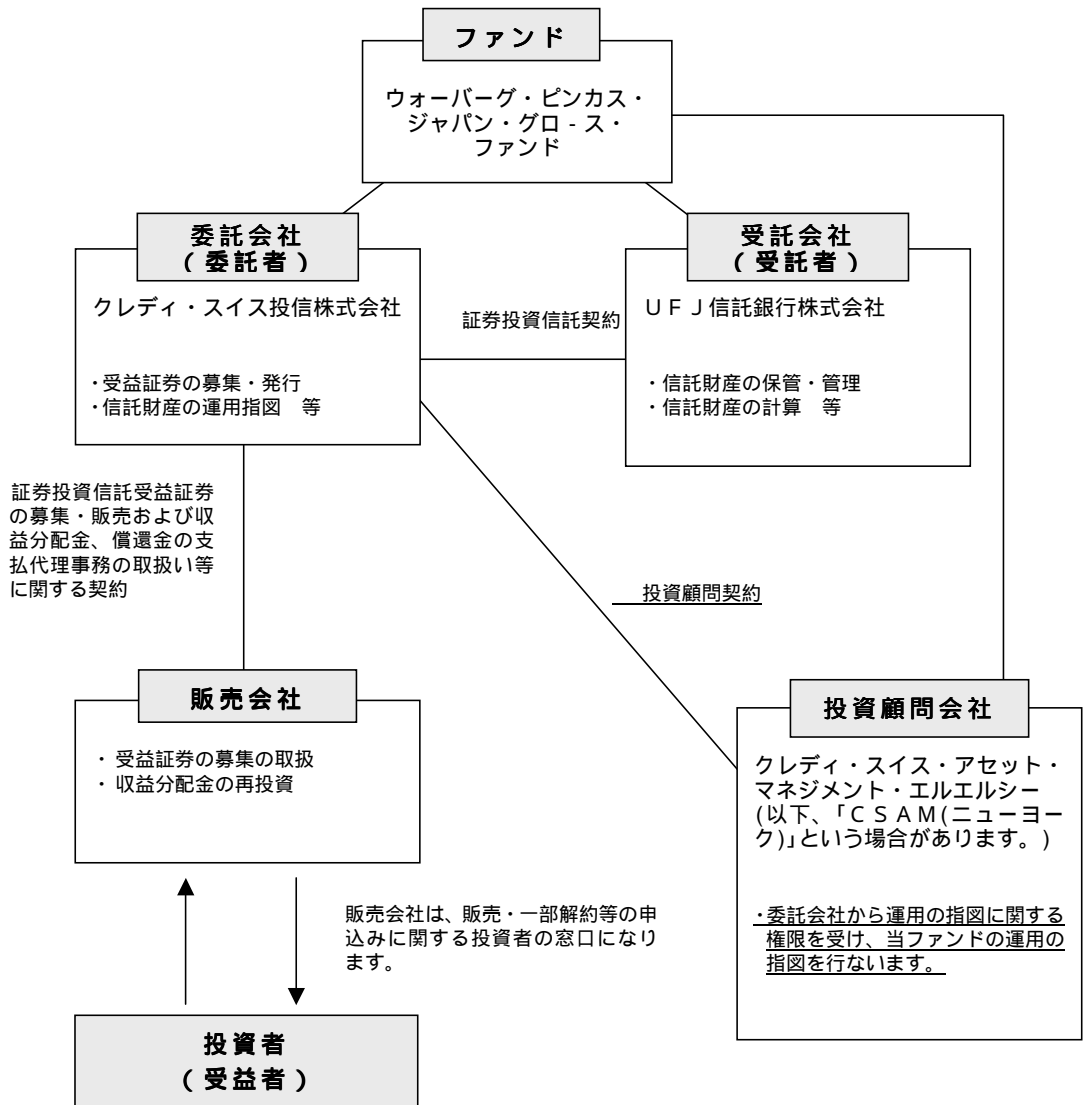
1~2 (略)

3 信託報酬のうち、委託会社の報酬には、クレディ・スイス信託銀行およびCSAM(ニューヨーク)への投資助言に係る報酬が含まれます。

4 (略)

## 4. ファンドの仕組み

<訂正前>



<委託会社が関係法人と締結している契約等の概況>

**受託会社 (証券投資信託契約)**

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

**販売会社 (証券投資信託受益証券の募集・販売および収益分配金、償還金の支払代理事務の取扱い等に関する契約)**

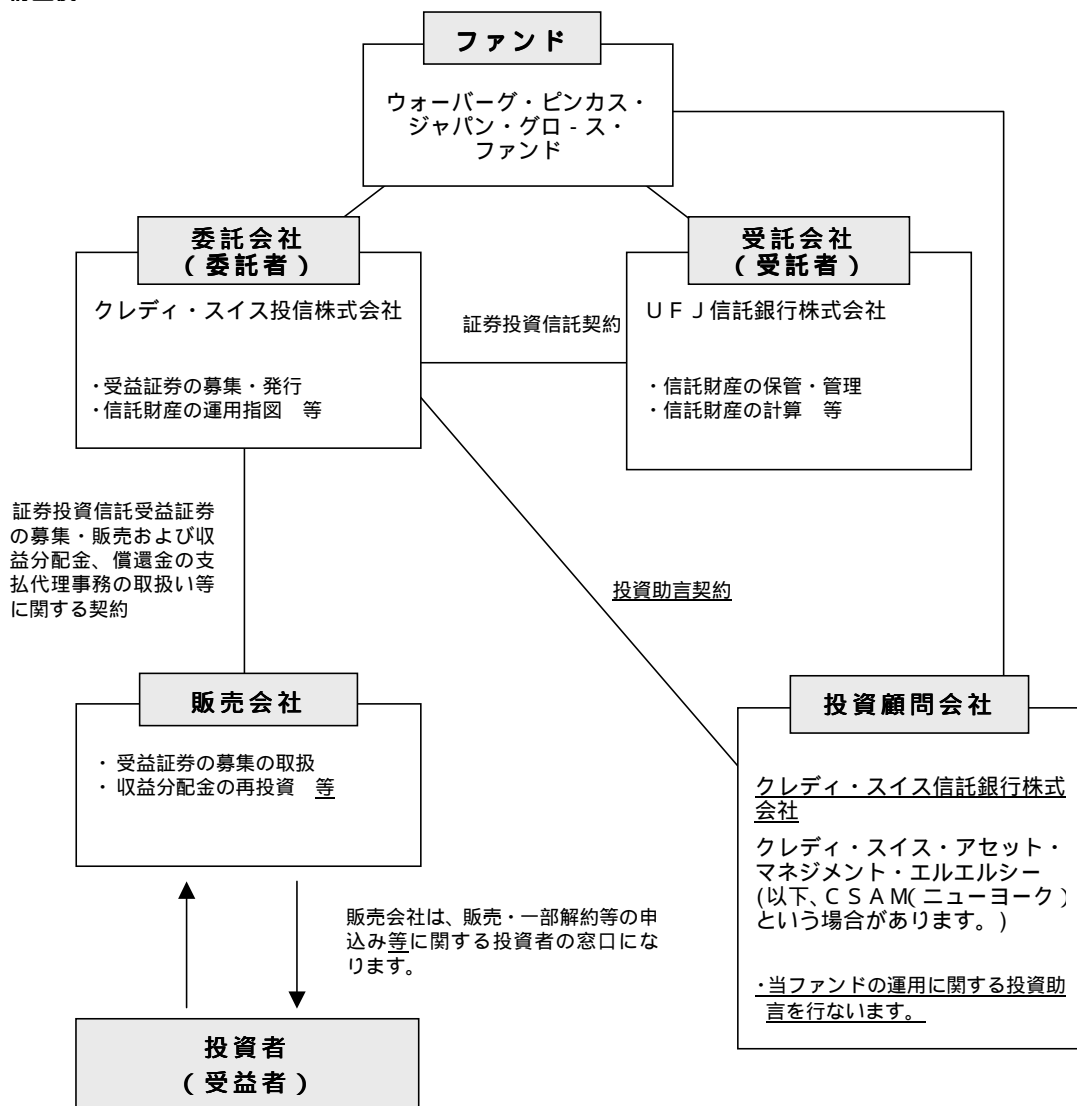
委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。本契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

**運用権限委託先 (投資顧問契約)**

委託会社が運用権限委託先に委託する運用の指図に関する業務の内容、運用権限委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。本契約は、委託会社、投資顧

問会社いずれかの当事者により為された当該月の月末から起算する3ヵ月前の書面の通知により、いつでも終了することができます。本契約に関する重要な違反が生じた場合、委託会社は、直ちに当該契約を終了し、ポートフォリオを他の顧問会社の運用管理に移転する権利を留保します。

<訂正後>



<委託会社が関係法人と締結している契約等の概況>

受託会社 (証券投資信託契約)

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

販売会社 (証券投資信託受益証券の募集・販売および収益分配金、償還金の支払代理事務の取扱い等に関する契約)

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。本契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 2 運用の内容

### 1. ファンドの性格及び特色

#### (2) ファンドの投資方針

##### b. 投資態度

##### <訂正前>

ベンチマーク<sup>1</sup>(TOPIX(東証株価指数))を中長期的に上回る投資成果をめざします。東証1部の大型株から店頭・地方市場の小型株まで幅広く投資機会を探ります。厳しい経済環境の中で成長・発展し、株式を『新規公開』してくる企業にも注目します。独自のファンダメンタルズ分析<sup>2</sup>に基づいたアクティブ運用を行ないます。ベンチマーク(TOPIX(東証株価指数))の業種比率を意識せずよりアクティブに運用を行ないます。グローバルな視点と徹底した企業訪問に基づいて銘柄を厳選してボトムアップ・アプローチ<sup>3</sup>を行ないます。日本経済の動向よりも、個別企業の動向に焦点をあて、業種別の組入れ比率は個別の銘柄選択の結果として形成されます。株式の魅力度をバリュエーション<sup>4</sup>重視で銘柄選択を行ないます。株式の組入れは高位(ほぼフル・インベストメント<sup>5</sup>)を維持します。現物株式への投資を主体とし、原則としてデリバティブ<sup>6</sup>取引はヘッジ目的に限定します。運用に係るリスク管理は、徹底した会社訪問実行に伴う銘柄厳選に努め、かつ分散投資を心がけることにより行ないます。また、組入株式売買の目標株価を設定して基本的にこれに従って売買します。資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができないことがあります。

1~3 (略)

4 「バリュエーション」とは、当該企業の将来的な収益力などから判定される潜在的な投資価値のことです。当社では独自の調査・分析を活かして企業の成長性や将来性を判断しています。

5~6 (略)

##### <訂正後>

ベンチマーク<sup>1</sup>(TOPIX(東証株価指数))を中長期的に上回る投資成果をめざします。東証1部の大型株から店頭・地方市場の小型株まで幅広く投資機会を探ります。厳しい経済環境の中で成長・発展し、株式を『新規公開』してくる企業にも注目します。独自のファンダメンタルズ分析<sup>2</sup>に基づいたアクティブ運用を行ないます。ベンチマーク(TOPIX(東証株価指数))の業種比率を意識せずよりアクティブに運用を行ないます。グローバルな視点と徹底した企業訪問に基づいて銘柄を厳選してボトムアップ・アプローチ<sup>3</sup>を行ないます。個別企業の収益性、経営の質、株価水準などに焦点をあて、業種別の組入れ比率は個別の銘柄選択の結果として形成されます。グローバルに展開するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・グループの情報力を投資に活かします。多くの日本企業がグローバルにビジネスを展開し、グローバルな競争に直面している現在、日本という狭い枠の中だけで、日本株を評価・分析することは困難であり、偏った投資判断に陥るリスクがあると考えます。そこで、当社ではグローバルに展開するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・グループの情報力を活かし、グローバルな視点を加味したファンド運用を行ないます。企業の成長性に着目し、株価の割安度、いわゆるバリュエーション<sup>4</sup>を考慮しながら銘柄選択を行ないます。企業の成長性が高くても、割高な銘柄には投資しません。割安な銘柄でも、成長性のない銘柄には投資しません。株式の組入れは、高位(ほぼフル・インベストメント<sup>5</sup>)を維持します。現物株式への投資を主体とし、原則としてデリバティブ<sup>6</sup>取引はヘッジ目的に限定します。運用に係るリスク管理は、徹底した会社訪問実行に伴う銘柄厳選に努め、かつ分散投資を心がけることにより行ないます。資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができないことがあります。

1~3 (略)

4 「バリュエーション」とは、当該企業の将来的な収益力などから判定される株価の割安度のことです。当社では独自の調査・分析を活かして企業の成長性や将来性を判断しています。

5~6 (略)

<訂正前>

c. 運用の指図に関する権限委託先（投資顧問会社）

投資顧問会社名：クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー  
所在地：466 Lexington Avenue, New York, NY 10017 USA

委託会社はファンドの運用の指図に関する権限の一部を投資顧問会社に委託します。投資顧問会社は運用の指図（国内の短期金融資産の運用指図および為替ヘッジ取引の指図に関する権限を除きます。）を行ないます。

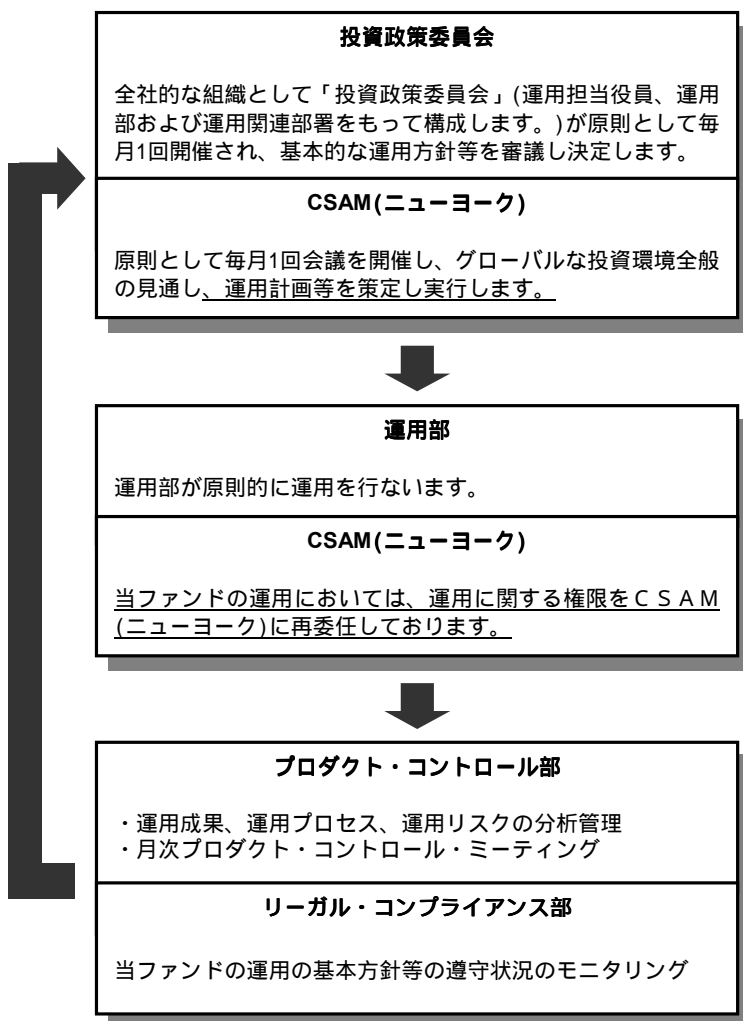
ただし、投資顧問会社が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

<訂正後>

削除

5 . 運用体制

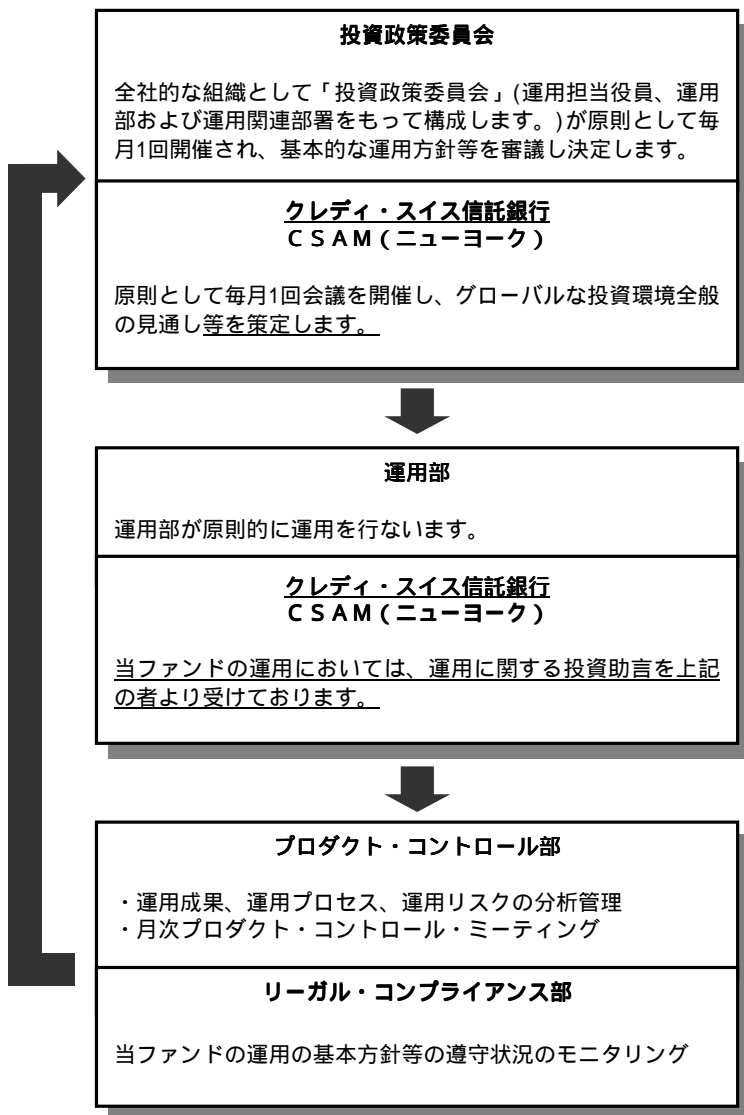
<訂正前>



上記のフローに基づき、当ファンドの運用権限委託先であるCSAM(ニューヨーク)が、日本株式を主要対象としたアクティブ運用(国内の短期金融資産の運用および為替ヘッジ取引を除く)を行いません。

\* ファンドの運用体制等は平成15年5月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>



\* ファンドの運用体制等は平成15年8月8日以降のものであり、将来変更となる場合があります。

## 6. 投資リスク

### リスクの管理体制

#### <訂正前>

(前略)

上記リスク管理業務の一部は、投資顧問契約に基づき、CSAM(ニューヨーク)により実施されています。

#### <訂正後>

(前略)

削除

## 5 その他

### 1. ファンドの沿革

#### <訂正前>

平成 11 年 5 月 31 日 信託契約を締結、当ファンドの設定および運用開始  
平成 14 年 2 月 1 日 クレディ・スイス投信株式会社とウォーバーグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社の合併により、存続会社であるクレディ・スイス投信株式会社が当ファンドの委託者の業務を承継  
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始

#### <訂正後>

平成 11 年 5 月 31 日 信託契約を締結、当ファンドの設定および運用開始  
平成 14 年 2 月 1 日 クレディ・スイス投信株式会社とウォーバーグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社の合併により、存続会社であるクレディ・スイス投信株式会社が当ファンドの委託者の業務を承継  
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始  
平成 15 年 8 月 8 日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を解除(予定)

#### (添付)

#### 約款

追加型証券投資信託 ウォーバーグ・ピンカス・ジャパン・グロース・ファンド

#### 約款の新旧対照表

新	旧
(削除) 第18条の2 (削除)	(運用の権限委託) 第18条の2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用および為替ヘッジ取引の指図に関する権限を除きます。 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー 466 Lexington Avenue, New York, NY 10017 USA 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第41条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の37.5の率を乗じて得た金額とします。また、その報酬は、原則として毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末および信託終了のとき支弁します。 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができません。

以上